

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和7年4月2日(2025.4.2)

【公開番号】特開2023-1088(P2023-1088A)

【公開日】令和5年1月4日(2023.1.4)

【年通号数】公開公報(特許)2023-001

【出願番号】特願2022-97812(P2022-97812)

【国際特許分類】

A 2 3 L 2 9 / 2 3 1 ( 2 0 1 6 . 0 1 )

10

【 F I 】

A 2 3 L 2 9 / 2 3 1

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月24日(2025.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次の工程(1)~(4):

(1) ペクチン含有水溶液を得る工程

(2) 前記工程(1)で得られたペクチン水溶液と、グルコン酸と、ミネラルを混合し、  
pH 2.8~6の水溶液を得る工程

(3) 前記工程(2)で得られた水溶液を濃縮し、グルコン酸の濃度が20質量%以上である濃縮液を得る工程

(4) 前記工程(3)で得られた濃縮液を冷却する工程

を含む、ゲル状組成物の製造方法。

30

【請求項2】

pH 2.8~6の水溶液が、更に糖質含有する請求項1記載のゲル状組成物の製造方法。

【請求項3】

ミネラルがナトリウム、カリウム、カルシウム及びマグネシウムから選ばれる1種又は2種以上である請求項1記載のゲル状組成物の製造方法。

【請求項4】

ミネラルがグルコン酸塩に由来するミネラルである請求項1記載のゲル状組成物の製造方法。

【請求項5】

ペクチンがHMペクチンであり、工程(2)における水溶液のpHが2.8~4.5である請求項1記載のゲル状組成物の製造方法。

40

【請求項6】

ペクチンがLMペクチンであり、工程(2)におけるミネラルがカルシウム、マグネシウム又はこれらの組み合わせを含む請求項1記載のゲル状組成物の製造方法。

【請求項7】

ゲル状組成物中のグルコン酸の含有量が20~70質量%である請求項1記載のゲル状組成物の製造方法。

【請求項8】

ゲル状組成物がペクチンゼリーである請求項1~7のいずれか1項記載のゲル状組成物

50

の製造方法。

【請求項 9】

ペクチンと、20～70質量%のグルコン酸と、0.1～6質量%のミネラルを含有し、ゲル状組成物を水で10倍希釈した水溶液のpHが2.8～6である、ゲル状組成物。

【請求項 10】

ゲル状組成物におけるグルコン酸に対するミネラルの質量比〔ミネラル/グルコン酸〕が0.005～0.1である請求項9記載のゲル状組成物。

【請求項 11】

ミネラルがナトリウム、カリウム、カルシウム及びマグネシウムから選ばれる1種又は2種以上である請求項9記載のゲル状組成物。

10

【請求項 12】

ペクチンがHMペクチンであり、ゲル状組成物を水で10倍希釈した水溶液のpHが2.8～4.5である請求項9記載のゲル状組成物。

【請求項 13】

ペクチンがLMペクチンであり、ミネラルがカルシウム、マグネシウム又はこれらの組み合わせを含む請求項9記載のゲル状組成物。

【請求項 14】

ペクチンゼリーである請求項9～13のいずれか1項記載のゲル状組成物。

20

30

40

50